

に聴く 判例から見る

弁護士

弁護士 長谷川ふき子

労働トラブルの 防止対策



熱中症による死亡と会社の安全配慮義務違反・民事損害賠償責任



造園業を営むA社に勤務するX（34歳）が真夏の炎天下（午後4時30分現在で39℃）で庭木の伐採・剪定や清掃作業等に従事していたところ、Xが熱中症により死亡したとして、遺族がA社に対して損害賠償請求を提起した事案があります。

な義務が生じ、その義務を履行すればXの死亡の結果を防止できたかを問題とすべきであるとしました。Xが熱中症になつたのが午後3時50分頃としたうえで、A社がXに対して、できるだけ日陰の作業とし、休憩時間を定期的に取らせるとともに水分補給を行わせており、A社には注意義務違反が認められず、遺族からの損害賠償請求を認めませんでした。

た。

第二審判決では、まず、Xが午後2時頃には体調不良を訴えたにもかかわらず、午後3時50分頃にXが意識消失状態となり、救急車が到着するまで、A社の現場監督がXを適切な場所に移動させ休養を取らせなかつたと事実を認定しました。

た。

(2) さらに、A社 자체の安
全配慮義務違反についても
熱中症の発症による死亡災
害の防止対策のために具体
的にどのような対策をすべ
きかについては、厚労省に
おける各種通達等により対
応策を示しており、これが
使用者の義務を作成する際
の根拠となり得るとしてい
ます。

3、裁判例から見る対応

(1)厚生労働省の通達等が直ちに会社の熱中症対策における法的基準となるものではありません。しかし、厚労省「職場における熱中症の予防について」には「事前措置」とともに「応急処置」としての対応策が記載されています。

この事案においても、午後2時頃の段階で涼しい場所での休養・水分塩分補給を講じるとともに、あらかじめ現場監督に対して、救急連絡網の周知、救急隊要請などの手順を周知徹底しておくことで、最悪の事態をまぬかれた可能性は否定できません。

(2) 会社としては、熱中症発症後の対応や急救措置を周知徹底しておくことに心掛けてください。

(参考)・大阪高等裁判所
判決平成28年1月21日

イラスト・源 安孝

当協会では、令和4年6月28日に「熱中症予防管理研修」を実施します。詳しく述べては、本誌は読み込み案内もしくは下記二次元コードをご覧ください。

